

投稿規程

I. 総則

日本バドミントン学会（以下「本学会」という）会則第3条に定められた電子版学会誌『バドミントン研究（Badminton Research Communications）』発行の事業を行うため、この規定を設ける。

II. 投稿資格

『バドミントン研究』（以下「本誌」という）へは、本学会の会員、もしくは非会員であっても編集出版委員会（以下「本委員会」という）が必要と認めた場合、投稿することができる。

III. 掲載採否・順序

1. 投稿原稿は本委員会による審査を受けるものとする。本委員会は、原則として2名の審査委員を選出し、審査を依頼する。
2. 原稿の掲載採否および掲載時期は、本委員会において決定する。
3. 本委員会より訂正を求められた原稿は2カ月以内に再提出することとする。期限内に提出されなかった原稿は不採択とする。

IV. 投稿原稿の種類

原稿は総説、原著論文、研究資料、事例報告・実践報告、学会抄録、その他（議事録や講演会報告など）のいずれかとする。

A. 総説

バドミントンに関する特定の課題について国内外の研究を広く論考し、著者独自の見解がまとめられたもの。

B. 原著論文

バドミントンの各分野の発展に寄与する独創的研究であり、新しい事実と価値ある結論を有するもの。

C. 研究資料

適切な分析法または調査法による有用な結果が含まれ、公表することにより、バドミントンの各分野において会員の研究・実践活動に有用な情報を含むもの。

D. 事例報告および実践報告

現場で実際に行った事例として正確に記述し報告したレポートであり、新規性と普遍性は担保されていなくても良いが、コーチや選手の学びに直接役立つもの。

E. 学会抄録

本学会大会で一般演題として発表するために投稿されたもの。ただし、学会大会当日に発表されなかったものは掲載されない。

F. その他（短報、書評、内外の研究動向、議事録、学会報告など）

短報は原著論文として完成したものではないが、速報性を重んじ、バドミントンの各分野の発展に直接

的に寄与する小論。書評はバドミントンに関する単行本について、その内容を概観した小論。内外の研究動向はバドミントンの各分野の発展に寄与すると考えられる、国内外の研究動向を提示した小論。

V. 一般規定

1. 投稿できる論文は完結したもので、他誌に投稿していない未発表のものに限る。
2. 著者（複数の場合は全員）は論文の内容について全ての責任を負う。著者が複数いる場合は、責任著者を1名指定する。
3. 英文・和文のいずれの原稿も可とし、以下の本委員会事務局のE-mailアドレスへ添付ファイルで投稿する。
4. ヒトを対象とした原著論文、研究資料等の場合は、当該研究施設等の倫理審査委員会の承認を受けたことを「方法」に明記し、承認番号を記載するものとする。当該研究施設等がこれらの審査機関を持たない場合、著者は、投稿時にその旨を申告する。本委員会では、その論文が法令に違反しないかの可否を決定し、著者に報告するものとする。
5. 掲載料は1編あたり5000円とし、掲載料を著者が負担する。
6. 校正は本委員会の決定した期日内に、すべて著者の責任により行う。
7. 投稿原稿の受付日は、原稿が編集委員会事務局に到着した日とする。
8. 投稿についての問い合わせ先
日本バドミントン学会『バドミントン研究』編集出版委員会事務局宛
東京都立大学 西島 壮
E-mail : t-nishijima@tmu.ac.jp

VI. 原稿作成要領

1. 使用ソフトウェア: 下記の汎用ファイルによって作成する。
本文ファイル: Microsoft Office Word
図表ファイル: Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint、PDF、JPEG
2. 用紙設定: 和文、英文ともに、用紙設定をA4判とし、上下左右 3 cmの余白を設け、左側に行番号を入れ、一段組み10.5ポイント以上の文字で、ダブルスペースにて入力する。
3. 文体: 原稿は、平仮名、新仮名づかい、当用漢字を使用する。外国語、外国固有名詞、化学物質名などは原語、外来語、動植物名などは片仮名、数字はアラビア数字を使用する。
4. 単位及び単位記号: 原則として国際単位系(SI)に従う。ただし、当該研究領域で慣用されているものについては、この限りではない。
5. 投稿論文の1頁目には表題、著者名、共著者名、所属機関名、所在地を明記する。2頁目には表題、和文抄録、ランニングタイトル、キーワードを記入する。3頁目以降に本文、引用文献、図の説明の順に記載する。図表の挿入位置は本文に赤で示す。表および図は、本文原稿とは別に作成する。なお、3頁目以降の区分けは研究スタイルによって異なるため、各研究領域のスタンダードな区分けであれば、投稿を妨げない。
6. 和文抄録は、研究目的、方法、結果、結論などを含めて400文字以内とする。ランニングタイトルは、和文20文字以内とする。キーワードはタイトルで使用していない語で、本論文で用いる重要な

語句とする（5語以内）。

7. 最終頁に英文表題、著者名（英語表記）、所属（英語表記）、英文抄録（250単語以内）、キーワード（英語、5語以内）を付す。
8. 本文中で引用文献に言及した場合、文章の右肩か著者名の右肩に、末尾の引用文献に照応する番号を付ける。3人以上の共著の場合は“ら”、“et al.”を用いる。

例1：十枝内¹⁾によれば、

例2：谷藤ら²⁾によれば、

例3：～と報告されている³⁾。

例4：Toshinai¹⁾ suggested that

例5：Tanifuji et al. ²⁾ suggested that

例6：～ in Japanese badminton players³⁾。

9. 文献表の作り方

- 1) 引用文献の記載順序は本文中の引用順に整理して、本文中の番号と照合する。文献表の著者名は“ら”、“et al.”と省略せず、全著者名を列記する。人名の記載順は姓を先にして名を後にする。DOI (digital object identifier)が付されている論文は、DOIの記載を推奨する。本文中に引用されていない文献は、文献表に記載しない。
- 2) 雑誌から直接引用する場合
著者名（西暦年数）論文表題，掲載雑誌，巻:頁(始頁-終頁)の順に記す。
例：升佑二郎（2018）バドミントン競技におけるフォア奥からのクリア,ドロップ,スマッシュによるストレートとクロス方向への打ち分け動作の比較，コーチング学研究, 31-2:219-230.
- 3) 単行本から引用する場合
著者または編者名（西暦年数）章名，書名(章名がある場合は書名をイタリック体にする)，版数(括弧に入れる)，編者名(章著者がある場合)，発行所，発行所の所在地，引用頁の順に記す。
例：岸 一弘（2010）バドミントンを知る本,上毛新聞社事業局出版部,群馬,13-16.
- 4) 訳本から引用する場合
著者名(訳者名)，タイトル，出版社，地名，ページ，出版年の順に記す。
例：ボフス(稲垣正浩訳),入門スポーツ史,大修館書店,東京,67-104,1988.
- 5) 欧文の雑誌と単行本から引用する場合
例1：Toshinai K. (2014) The role of gut-hypothalamus axis for feeding regulation. J Phys Fitness Sports Med 2 : 69-75, doi: <https://doi.org/10.7600/jpfsm.2.69>.
例2：Grice,T. (2008) Badminton Step to Success. 2nd, Human Kinetics: Champaign, pp.5-20.

VII. 倫理・利益相反

1. 人体ならびにヒト組織を対象とした科学研究を取り扱う論文において、その実験は1964年のヘルシンキ宣言(<http://www.wma.net/en/30publications/10policies/b3/>)での倫理基準に基づいて行われなければならない。我が国では、2014年12月に文部科学省および厚生労働省により人を対象とする

医学系研究に関する倫理指針(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouse-ikagakuka/0000069410.pdf>)が公表され、ヒトを取り扱う上での研究機関の長および研究者の責務、倫理審査、モニタリング、監査、COI管理の徹底が示されている。日本バドミントン学会も本指針の遵守を義務付けるものとする。さらにヒト遺伝子を取り扱う実験では、日本政府のヒトゲノム・遺伝子解析研究(http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/hito_genom.html)に従ってなされなければならない。当該研究が、これらのガイドラインに従って実施されたことを投稿論文内に明記し、さらに所属機関等の倫理委員会が発行した承認番号を論文中に記載するものとする。

2. 近年の科学技術の進歩に伴い、大学や研究機関、学術団体が特定の企業や営利を目的とする団体などと連携する産学連携活動が不可避の状況となっている。そのため公正な教育・研究等の責務が、産学連携活動に伴い生じる個人および団体の得る利益と衝突・相反する状態「利益相反(conflict of interest: COI)」が生じてきた。責任著者は論文を投稿する前にCOIに関わる事案（以下、参照）の有無を全ての著者に確認し、該当する場合は、論文末尾にその内容を記載するものとする。定められた利益相反状態に該当しない場合は、論文末尾に「利益相反自己申告:申告すべきものはなし」と記載するものとする。本委員会は、運用の実施が本指針に沿ったものであることを検証し、会員以外の投稿者も含め、本指針に反する場合には、掲載を差し止める等の処置を講ずることができる。

COIに関わる事案の例

- ①役員・顧問報酬（1つの企業や団体から年間100万円以上）
- ②株式の利益（1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有）
- ③特許使用料（1つにつき年間100万円以上）
- ④講演料（1つの企業や団体から年間50万円以上）
- ⑤原稿料（1つの企業や団体から年間50万円以上）
- ⑥研究費・助成金（1つの企業や団体から年間200万円以上）
- ⑦奨学寄付・奨励寄付（1つの企業や団体から年間200万円以上）
- ⑧企業などが提供する講座（企業、法人、団体の寄付講座に所属している場合）
- ⑨研究員の雇用（企業、法人、団体から研究員を雇用している場合）
- ⑩利益相反状態にある企業等からの旅費、贈答品などの受領（1つの企業や団体から年間5万円以上）

VIII. 著作権について

掲載論文の著作権は日本バドミントン学会に帰属する。ただし、論文の内容に関する責任は著者が負うものとする。論文中で引用を行うに際し、他者に著作権が帰属する著作物を使用する場合は、著者の責任において使用許可を得ること。

付則

1. 2018年7月1日 制定
2. 2023年9月22日 改正